

No.	条項	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
【第一】趣旨			
1	第一-2	「法の対象となる障害者」について、外見では判断することが難しく、一見健常者と思われる者が機能障害を有して対象となる場合がある。このような場合も含めて障害者に対する配慮は、社会全体の理解と規範として醸成されていなければならないと考えられるため、様々な障害について社会全体で配慮を行っていく法の趣旨について十分に周知を図っていただきたい。	御意見の趣旨を受け止め、国民に対し法の趣旨が正確に伝わるよう、普及・啓発に努めてまいります。
2	第一-3	違反を繰り返す事業者には、差別解消法に基づいて指導や勧告がなされ得ることも、明記してください。これらの修正に当たっては、経済産業省や文部科学省や厚生労働省福祉事業者向けの指針(案)の記述が参考となります。	御意見については、政府全体で定める基本方針の第4の3「主務大臣による行政措置」に明記されています。 本指針に記述がなくとも自明と考えます。
【第二の1(2)】 不当な差別的取扱い			
3	第二-1 (2)	(「 」内の文言を追加) (前略)～と判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること、「また理解を得られない場合は、相談窓口等と調整を図ることが望ましい。」	事業者は、障害者等との関係において的確に対応できることが重要です。調整・問題解決機能を含め、どのような対応をとるべきかは各事業者において検討することが必要と考えます。
4	第二-1 (2)	(以下の文章を加筆) 「なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場からみても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるのではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。」	これまでも同様の御意見がありましたので、第二の1(2)として「なお、「正当な理由」に該当するか否かについて具体的な検討を行うことなく、単にこれを根拠として不当な差別的取扱いを行うことは適当ではない。」と記述しているところです。
5	第二-1 (2)	(下線部を追加) なお、「正当な理由」を根拠に不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではないことから、「正当な理由」に該当するか否かについて具体的な検討を行うことなく、単にこれを根拠として抽象的に事故の危惧がある、危険が想定される等として、不当な差別的取扱いを行うことは適当ではない。	正当な理由の判断は、記述のとおり個別事案ごとに具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断されるものです。この箇所について、御意見のように具体的に記述した場合、限定的な意味と捉えられ、そのような判断とならない可能性が生じますので、原案のとおりとします。

No.	条項	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
6	第二 1 (2)	「個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要」とあるが、どのようにしたら、「具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断」したものとなり得るのか、具体的な事例を示していただきたい。	No.6~7 第二の1(3)の記載にもあるとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かは、個別の具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、一概に事例を示すことは困難と考えます。 法の施行後、実際の運用を通じて個々の事例が積み重ねられるものと思われませんが、当面は、別紙に記載された具体例や、他府省の対応指針に記載されている具体例等を参考にして下さい。
7	第二 1 (3)	不当な差別的取扱いの具体例については、「あくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。」と説明されているが、事業者の「過重な負担」についての考え方が必ずしも明確でない中で、事業者側の対応について際限なく拡大して捉えられることが懸念されるため、正当な理由の存在については、まさに「具体的場面や状況」を踏まえて柔軟かつ適切なものとなるように運用していただきたい。	
【第二の2(1)】 合理的配慮 基本的な考え方			
8	第二 2 (1)ア	「合理的配慮は、事業者の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来的業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	合理的配慮については、基本指針において基本的な考え方が整理・記述されておりますので、これに基づく対応指針においても同様に記述しているところです。
9	第二 2 (1)ア	(合理的配慮に係る留意点) 「事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」、「事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと」が挙げられているが、事業者にとって過重な負担とならないようにこの趣旨の周知に努めていただきたい。	御意見の趣旨を受け止め、法の趣旨が正しく伝わるよう、周知に努めてまいります。
10	第二 2 (1) イ又はウ	(「 」内の文言の追加) (前略)…代替措置の選択も含め、「障害者が必要とするコミュニケーション手段(手話通訳者・要約筆記者等、通訳を介するものを含む)を用意したうえで、」双方の建設的対話による相互理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものである。	障害者が必要とするコミュニケーション手段についても、事業者、障害者の双方の相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応されるべきものですので、原文のままとします。 なお、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様ですので、その

No.	条項	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
			ことについては事業者にも御理解いただき、適切に取り組んでいただけるよう、周知・啓発してまいります。
11	第二 2 (1)ウ	意思の表明について、「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明は、具体的場面において、言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。）」とされているが、(通訳を介するもの)を(言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するもの)とすべきである。	御意見の部分は、基本方針の第2の3(1)ウに沿って記述しておりますので、原文のとおりとします。
12	第二 2 (1) ウ・オ	(下線部の加筆) ウの末尾… <u>自主的に取り組むものとする。</u> オの2行目… <u>違いも考慮した上で、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利を受け、法の趣旨を損なうことのないよう対応するものとする。</u>	ウの末尾は、基本方針の第2の3(1)ウに沿って記述しておりますので、末尾の表現は、原案のままとします。 また、オの2行目は、合理的配慮について、事業者は法的な位置づけが異なるので留意が必要ということを記述したのもので、これも原案のままとします。
【第二の2(2)】 合理的配慮 過重な負担の考え方			
13	第二 2 (2)	「以下の要素等を考慮し」とあるが、判断の基準として明確になっているとは言い難く、実行可能性を十分に考慮した上でその考え方をさらに明確にしていきたい。また、例えば権利を強く主張し感情的になっているような場面においては、「その理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること」は実際には難しい対応であり、有効な対応例を教えてください。	第二の2(3)「合理的配慮の具体例」にあるとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。このため、事業者においては別紙に記載された具体例も参考に、具体的場面や状況に応じて柔軟かつ的確に対応いただくことが適当と考えます。 なお、基本方針第2の3(1)イの記述にあるとおり、内閣府においては、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供することとしていますので、こうした事例も参考にしてください。
14	第二 2 (2)	(「 」内の文言の追加) (前略)～と判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること、「また理解を得られない場合は、相談窓口等と調整を図ることが望ましい。」	事業者は、障害者等との関係において的確に対応できることが重要です。調整・問題解決機能を含め、どのような対応をとるべきかは各事業者において検討することが必要と考えます。
15	第二 2 (2)	過重な負担についても、正当な理由と同じように拡大解釈されてしまう恐れがある。過重な負	「不当な差別的取扱い」と同様に、この事項につきましても、これまでに同様の御意見が

No.	条項	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
		<p>担を判断することは、あくまでも事業者側に委ねられており、無限に拡大解釈されてしまうおそれがある。障害者の特性、程度、種類等はさまざまであり、それぞれの障害者が不当な差別的取扱いをされないこと。合理的配慮をすることがこの法の趣旨である。差別を禁止する法の趣旨を鑑み正当な理由については上記の文言を追加し極めて限定的にすべきであり、正当な理由と同様に過重な負担が、軽々しく認められるべきではない。</p>	<p>寄せられておりましたので、「なお、「過重な負担」に該当するか否かについて具体的な検討を行うことなく、単にこれを根拠として合理的配慮を行わないこととするは適当ではない。」と記述しているところです。</p>
16	第二 2 (2)	<p>過重な負担については、実行可能性の点から必ずしも具体的な検討を行わずに判断できるものもあると思料される。「個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断すること」がその趣旨であるので、「なお、『過重な負担』に該当するか否かについて具体的な検討を行うことなく」からの2行を削除していただきたい。</p>	<p>第二の2(3)「合理的配慮の具体例」にもあるとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。そのため、具体的場面や状況に応じて柔軟かつ的確に御対応いただく必要があると考えますので、原案のままとします。</p>
17	第二 2 (3)	<p>合理的配慮の具体例については、「具体的場面や状況に応じて異なる、多様かつ個別性の高いものであり、(中略)過重な負担が存在しないことを前提としていること、事業者に強制する性格のものではなく、あくまでも対応が可能な場面における例示であること、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。」と説明されているが、この趣旨を踏まえて柔軟かつ適切なものとなるように運用していただきたい。</p>	<p>第二の2(3)「合理的配慮の具体例」にあるとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。事業者においては別紙に記載された具体例も参考に、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応いただくことが適当と考えております。</p>
18	第二	<p>小売業では、各店舗での設備上の差異や時間帯による就業者の増減等を踏まえて、柔軟な店舗運営等を行っており、このような中でもこれまでもノーマライゼーション等の取り組みに努めてきた。それぞれの事情に鑑みれば、各事業者の取り組みは決して統一的・画一的に対応できるものではなく、法の趣旨に沿った合理的な範囲において適切に行われている限りにおいては、まさに「具体的場面や状況に応じて」それぞれが柔軟に対応することがその本旨であることを明確にしていきたい。</p>	<p>第二の2(3)「合理的配慮の具体例」において、「事業者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。」と記載しているところです。</p>
【第三、第四】 事業者における相談体制、研修・啓発			
19	第三、第四	<p>事業者における相談体制の整備や研修・啓発の機会の確保について、各事業者の取り組み</p>	<p>これまでも類似の意見があったことから、事業者からの対応指針に関する疑義解釈</p>

No.	条項	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
		合理的な範囲で適切に行われるためには、行政による相談体制の整備と実行可能性を考慮した適切な指導例の共有がその前提にあるべきと考える。したがって、行政における相談体制の整備と適切な運用を速やかに確保していただきたい。	等の照会を主に想定して、「第六 農林水産省所管事業分野における相談窓口」を明記したところです。 また、基本方針第2の3(1)イの記述にあるとおり、内閣府においては、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供することとしていますので、こうした事例も参考にしよう事業者呼びかけたいと思います。
20	第三	(末尾の修正) …多様な手段を用意するとともに <u>相談事例を蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用するものとする。</u>	御意見については、第四に記述しておりますので、原文のままとします。
21	第三	(記述の追加) <u>相談窓口は、合理的配慮の提供及び過重な負担についての説明等の際、障害者からの理解が得られない場合は、障害当事者団体に意見を求めたり相談する等、建設的な解決に努める。</u>	事業者の相談窓口は、障害者等からの相談に的確に対応できることが必要です。調整・問題解決機能を含め、相談窓口にどのような機能を担わせるかは各事業者において検討する事項と考えます。
22	第三	(下線部の追加等) (前略)また、相談時の配慮として、対面は <u>障害者の特性に応じて、手話、筆談を行う、分かりやすい表現に言い換える等、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段で会話を行う。そのほか、電話、ファクシミリ、電子メールなどの多様な手段を用意しておくとともに、実際の相談事例については相談者のプライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望ましい。</u> また、相談窓口には障害の特性に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れる必要がありますし、相談者の性別に配慮し相談体制のなかに女性を必ず配置する必要もあります。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 『また、相談時には、性別、年齢、その状態等に配慮するとともに、対面のほか、 <u>電話、ファクシミリ、電子メールなど、障害者とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を用意しておくことが望ましい。</u> 』
23	第四	(下線部を追加・修正) なお、研修等においては、多様な障害者の相談に対応できるよう、 <u>実際の相談事例等を当該事業者において順次蓄積し、蓄積した事例は、相談者の個人情報やプライバシーに格段の配慮を行い、事業者内で共有を図り、これを適宜活用して～</u> 」	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 『…、 <u>実際の相談事例等を当該事業者において相談者のプライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、……。</u> 』

No.	条項	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
24	第四	<p>職員等関係者に対する障害特性理解のための障害別の研修会等を必ず実施することを要望する。</p> <p>研修会開催計画については内容や回数を明文化することに加えて実施の際は障害当事者を交えた研修会として開催する必要がある。また使用するマニュアルは障害者団体や当事者の監修のもと当事者が納得できるものにすることを望む。例えば、視覚障害者については移動支援を必ず盛り込むなど当事者の必然性が反映されたものであることが必須である。</p>	<p>No.24～27</p> <p>個々の事業者における研修内容に関する項目と思われますので、対応指針に盛り込むことは適当ではないと考えます。</p> <p>ただし、お寄せいただいた御意見については、その趣旨を踏まえ、事業者における研修等が適切に行われるよう、今後の参考とさせていただきます。</p>
25	第四	<p>(記述の追加)</p> <p>研修・啓発のプログラムに必ず障害のある女性の困難などの複合差別の課題について入れる。</p>	
26	第四	<p>「事業者における研修・啓発」においては、もっと実効性が上がるような取り組みを促すような記述にすべきです。</p> <p>差別解消・権利擁護に取り組む障害当事者や障害者団体を招いての研修や、日ごろからの連携、さらには社員・従業員へのマニュアル等の周知や不断の見直しなど、積極的な対応が必要です。その際は、国土交通省の対応指針(案)を参考としてください。</p>	
27	第四	<p>(記述の追加・挿入)</p> <p>職員に対し、必要な研修・啓発を行うことについて障害当事者と当事者家族、介助者、支援者、障害者団体、障害に理解のある社会福祉士や弁護士など、所轄省庁との連携協力を十分にはかるべきである。</p>	
【第五、第六】 その他、事業者からの相談窓口			
28	第五	<p>対応指針は、各省が所管する事業分野ごとに定められることになっているが、例えば小売業においては、その事業領域が農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省等にまたがることも容易に想定されるため、各省の対応指針の規定や運用に差異を生じることのないように、実行可能性を十分に考慮した上で適切な整合を図っていただきたい。</p>	<p>共管の事業分野を持つ府省庁の対応指針とは、可能な限り整合を図っておりますが、対応指針策定後、他府省庁と当省の対応指針の解釈に疑義が生じる場合には、御相談いただき、個別に対応させていただきたいと考えております。なお、農水省においては、JA系統の事業体が金融、購買、病院等を行っておりますので、「第五 その他」として、他府省庁が策定する対応指針にも留意する旨を記載したところであります。</p>

No.	条項	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
29	第六	(記述の追加) 事業者においても、農林水産省の相談窓口について障害者及び関係者に分かりやすい形で周知すること。	当該相談窓口は、主務大臣に対する所管事業者からの対応指針に関する疑義解釈等の照会を主に想定しています。このため、まずは、事業者等が日頃から関係している省内の所管課を窓口としているところです。
【別紙】 具体例(全体)			
30	別紙全体	対応指針の内容が全体的に不足しているように感じるので、他の対応指針を参考にしてほしい。 もっと、農林水産省が所管する事業の内容を加筆する必要がある。例えば、障害特性に応じた具体的対応例に、発話の障害である吃音(きつおん・どもり)など。	No.30～47 具体例を個別に網羅的に記述することは極めて困難かと思えます。 農林水産省が所管する事業分野において、比較的多くの場面で見られると思われるものを記述しましたが、対応指針本文にもあるとおり、別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありませんので、そのことは御理解願います。なお、お寄せいただいた事例等は、今後の参考とさせていただきます。 また、基本方針第2の3(1)イの記述にあるとおり、内閣府においては、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供することとしていますので、こうした事例も参考にしてみたいと考えております。
31	別紙全体	[別紙]の具体例は、業務上のある場面を想定して作成されているが、具体的な障害の内容やその程度によって対応の留意点等が異なることもあるものと思われる。このような視点からの指針や対応例も示していただきたい。	
32	別紙全体	障害者の特性理解を強化促進するため具体例や事例集はより一層内容を充実する必要がある。 具体例や事例は常に変化するため追加・更新しやすくするため「別紙」とすべきである。 その他、障害当事者間の情報共有のためWEBサイトの有効活用を促進し事例の即時掲載や障害当事者等から例示を収集する仕組みを設けることなどを要望する。	
【別紙】 1 差別的取り扱いの例			
33	別紙1	(「障害そのものだけでなく、障害があることによってやむなく起きる事象についての事例を、段落の最後に追加)	

No.	条項	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
		○障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理由にして上記の対応をすることは、不当な差別的取扱いである。	
34	別紙1	(記述の追加) ○介助者(付き添いの者)にばかり顔を向けた り話しかけたりして、障害者本人にまっすぐ向 き合わず、話しかけないことは差別に当たりう る。	
35	別紙1	(記述の追加) ○窓口対応時に聴覚障害者に対して、手話通 訳・要約筆記・筆談などの対応をしないこと ○説明会やシンポジウム等で手話通訳・要約 筆記などの情報保障をしないこと	
【別紙】 2 合理的配慮の例			
36	別紙2	(記述の削除、又は訂正) 「これらは、あくまでも対応が可能な場面にお ける例示であって、実施を強制するものではな い。」	No.36 法の趣旨が適切に周知されるよう、第二の 2(3)の記述を再掲したものですので、原文 のままとします。
37	別紙2	合理的配慮の具体例が少なすぎて全ての障 害者(重複障害者含む)を網羅していない。合 理的配慮の具体例としては、障害当事者とそ の家族・介助者・支援者・障害者団体・障害者 に理解のある社会福祉士や弁護士等あるい は所轄官庁と協力連携し、蓄積し追加挿入し 随時更新していくべきである。(具体例は固定 化すべきではない)	
【別紙】 2 (1)物理的環境への配慮			
38	別紙2 (1)	(記述の追加) ○館内放送や天災や事故などの緊急情報を 聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや 電光掲示板などを活用し、館内の目につきや すい場所に分かりやすい表現で掲示する。	No.38 災害に限らず、情報を的確に伝えるという観 点から、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報 の提供についても、本項目の2つ目の具体 例で記述しているところです。
39	別紙2 (1)	(記述の追加) ○電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装 置の設置、音声ガイドの設置	
40	別紙2 (1)	(記述の追加) ○順番待ちの聴覚障害者に電光掲示板や札 を使って待ち時間を知らせること。	

No.	条項	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
		<p>○振動するブザーなどを渡して順番がきたことを知らせること</p> <p>○音声で提供される情報を目に見える情報でも提供すること (視覚や振動で知らせる方法を活用する等の具体例を加えて下さい)</p> <p>○説明会、シンポジウムで火災などの緊急放送があった時に直接、障害者本人に知らせたり誘導を行うこと</p>	
【別紙】 2 (2)意思の疎通の配慮			
41	別紙2 (2)	<p>(記述の追加)</p> <p>「具体例：取引・相談・問い合わせ・苦情受付等の手段を、対面のほか、電話、FAX、電子メール、テレビ電話等、非対面の手段を含めて複数用意し、障害者がそれぞれの障害の特性に応じた利用しやすい手段を選択できるようにする。」</p>	
42	別紙2 (2)	<p>(記述の追加)</p> <p>○聴覚障害者に対しては、必要に応じてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者、要約筆記者等)を用意する。また、会議、研修、説明会の進行の際には、障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。</p>	
43	別紙2 (2)	<p>(記述の追加)</p> <p>○盲ろう者は個別にコミュニケーション方法が違うので、個人個人に合った情報保障を行うこと。</p> <p>○意思疎通の配慮について対応方法がわからないときは、事前に自治体や都道府県・政令市の聴覚障害者情報提供施設に相談して手話通訳者や要約筆記者を手配するしくみを作っておくこと。</p>	
【別紙】 2 (3)ルール・慣行の柔軟な変更			
44	別紙2 (3)	<p>(記述の追加)</p> <p>○聴覚に障害のある顧客から、意思疎通を援助するもの(手話通訳等)の同席を求められた場合、その同席を認める。</p>	
45	別紙2 (3)	<p>(文言の追加)</p> <p>○スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、状況に応じてスクリーンや手話通訳</p>	

No.	条項	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
		者等に近い席を確保する。	
46	別紙2 (3)	(記述の追加) ○吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない。	
47	別紙2 (3)	(記述の追加) ○コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をするが必要になった時、大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応する。	
【その他】			
48	その他	表記上「…が望ましい」のような曖昧な表現ではなく、事業者には努力義務があることの意識を強くするために「が必要」という表現にすべきである。	対応指針は事業者が適切に対応するために必要な事項を定めるものです。事業者から見て、法令上「努力義務」として規定されている事項について「義務」と受け取れるような表現は適切ではありませんので、努力義務の規定に係る部分については、原案のままとします。
49	その他	本案では、法および基本方針に掲げられている「環境整備」の記述が不十分と考える。基本方針の「第5 その他重要事項」に記述されている「1 環境の整備」全体、もしくは以下の文章を「(1)合理的配慮の基本的な考え方」の末尾等、本案内に追記することを求める。 「障害者差別の解消のための取組は、環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。」	環境の整備については、基本方針の第五の1のとおり記述されていることを受け、第二の2(1)エにおいて、建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上について記述しているところです。 御意見の趣旨を受け止め、今後、事業者が取り組んでいる具体例などを広報・啓発してまいりたいと考えております。
50	その他	対応指針は、「事業者が適切に対応するために必要な事項」を定めたものとの趣旨を踏まえれば、当該事業に従事する誰もが一読して理解できる平易な文章でなければならず、全体をそのような平易な文章に修文していただきたい。 特に、小売業においては、一つの建物の中に様々な業種・業態の店舗が集積していたり、アルバイト・パートタイマー等も含めた様々な態様の従業員が就業しているため、業種・業態横断的かつ誰もが理解できる平易な内容として示していただきたい。	No.50～51 対応指針は基本方針の内容を踏まえて策定しますので、用いられている用語に分かり難いものがあれば、具体例を交えるなどにより理解しやすいよう心がけているところです。 国民の皆様に、法の趣旨が正しく伝わるよう、今後とも、普及・啓発に努めてまいります。

No.	条項	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
51	その他	対応指針を実効あるものとするためには、事業者に取り組みを徹底するのみでは十分でなく、その前提として国民の理解と協力が欠かせない。まずは国民への法の趣旨の周知、教育等について徹底的に取り組んでいただきたい。	
52	その他	障害者権利条約第4条などにより、対応指針は一度策定されたあとも随時見直し改善を図ること。障害者差別解消法は、差別促進法ではない。差別を解消(なくす)法律である。過重な負担と正当な理由で法の趣旨をゆがめられてはならない。そのための見直しは必須事項である。	対応指針は、基本方針の第五の5(2)のとおり、技術の進展、社会情勢の変化等を勘案しながら必要に応じて見直し、適時、充実を図ることとしております。

※ 上記のほか、対応要領や障害者施策全般に関わるご意見等を複数いただきましたので、今後の参考とさせていただきます。